



令和 8 年 8 月 14 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害に係る 災害救助法の適用について【第 3 報】

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、千葉県の 21 市 4 町に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
千葉県 (21 市 4 町)	千葉市 (ちばし)、市川市 (いちかわし)、船橋市 (ふなばし)、館山市 (たてやまし)、 松戸市 (まつどし)、茂原市 (もばらし)、佐倉市 (さくらし)、東金市 (とうがねし)、 習志野市 (ならしのし)、柏市 (かしわし)、市原市 (いちはらし)、八千代市 (やちよし)、 我孫子市 (あびこし)、鎌ヶ谷市 (かまがやし)、四街道市 (よつかいどうし)、八街市 (やちまたし)、 印西市 (いんざいし)、白井市 (しろいし)、大網白里市 (おおあみしらさとし)、白子町 (しらこまち)、 長柄町 (ながらまち)	8 月 13 日 (8 月 13 日)
	富里市 (とみさとし)、山武市 (さんむし)、印旛郡酒々井町 (いんぱぐんしすいまち)、 山武郡九十九里町 (さんぶぐんくじゅうくりまち)	8 月 13 日 (8 月 14 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）